

熊本県流域下水道事業等 に係る官民連携手法導入の 事業スキーム(案)

本資料で提示する対象処理区や対象施設等の事業内容・スケジュール等についてはすべて検討段階であり、現段階で決定しているものではありません

熊本県 土木部道路都市局 下水環境課

目 次

- 1 事業の背景・目的
- 2 基本運営方針
- 3 流域関係市町村との連携
- 4 特定公共下水道との連携
- 5 事業方式
- 6 対象事業
- 7 対象施設
- 8 対象業務
- 9 事業期間
- 10 事業の費用負担

- 11 利用料金
- 12 利用料金その他収受額の改定
- 13 改築
- 14 事業者選定方式に関する考え方
- 15 事業者選定スケジュール
- 16 リスク分担

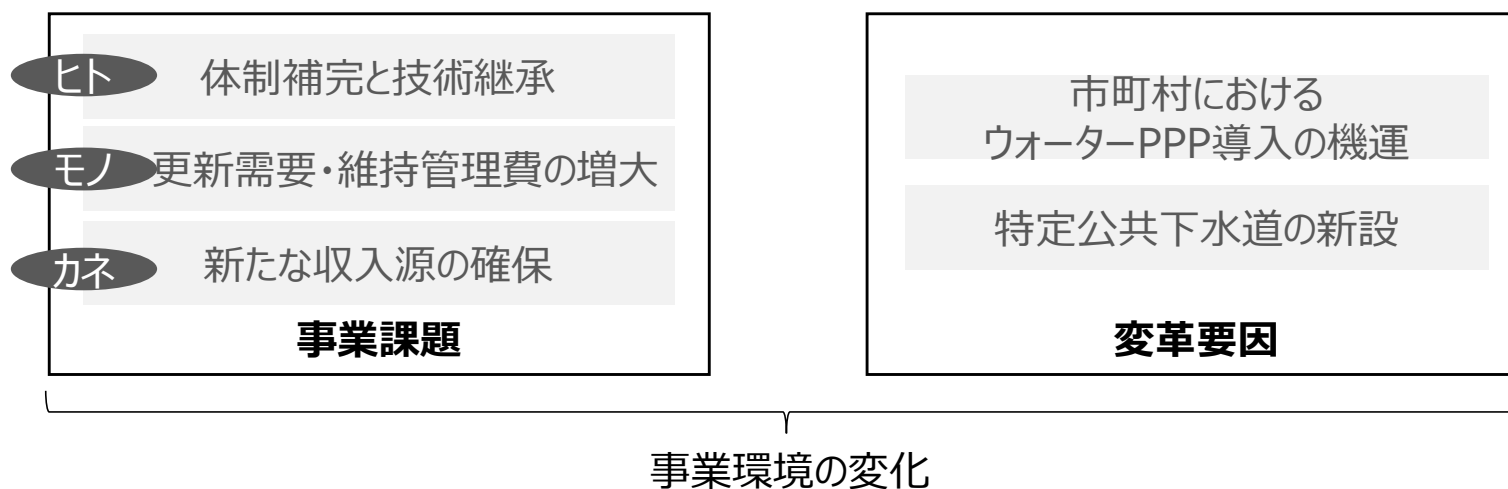
別紙1 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性

別紙2 提供資料リスト案

1 事業の背景・目的

事業の課題及び変革

- ・ 熊本県(以下、「**県**」)では現在、熊本北部流域下水道・球磨川上流流域下水道・八代北部流域下水道(以下、総称して「**3流域**」)を運営しており、11市町村の汚水を3か所の処理場において処理しています。
- ・ 平成18年度からは、3流域の各処理場の運営に指定管理者制度を導入し、民間企業のノウハウの活用を進めてきました。一方で、将来の人口減少・高齢化に伴う体制の変化や、老朽化施設の更新需要・維持管理費の増大といったヒト・モノ・カネの課題、またデジタル技術や脱炭素技術の活用、特定公共下水道(「**熊本セミコン特定公共下水道**」)の新設、広域化・共同化への対応といった事業環境の変化に直面しています。
- ・ そのため県では、3流域下水道事業及び熊本セミコン特定公共下水道事業(以下、「**熊本県流域下水道事業等**」)において今後も安定して下水道サービスを提供できるよう、民間活力のさらなる活用を目指し、ウォーターPPP※1事業(以下、「**本事業**」)の導入を検討しているところです。

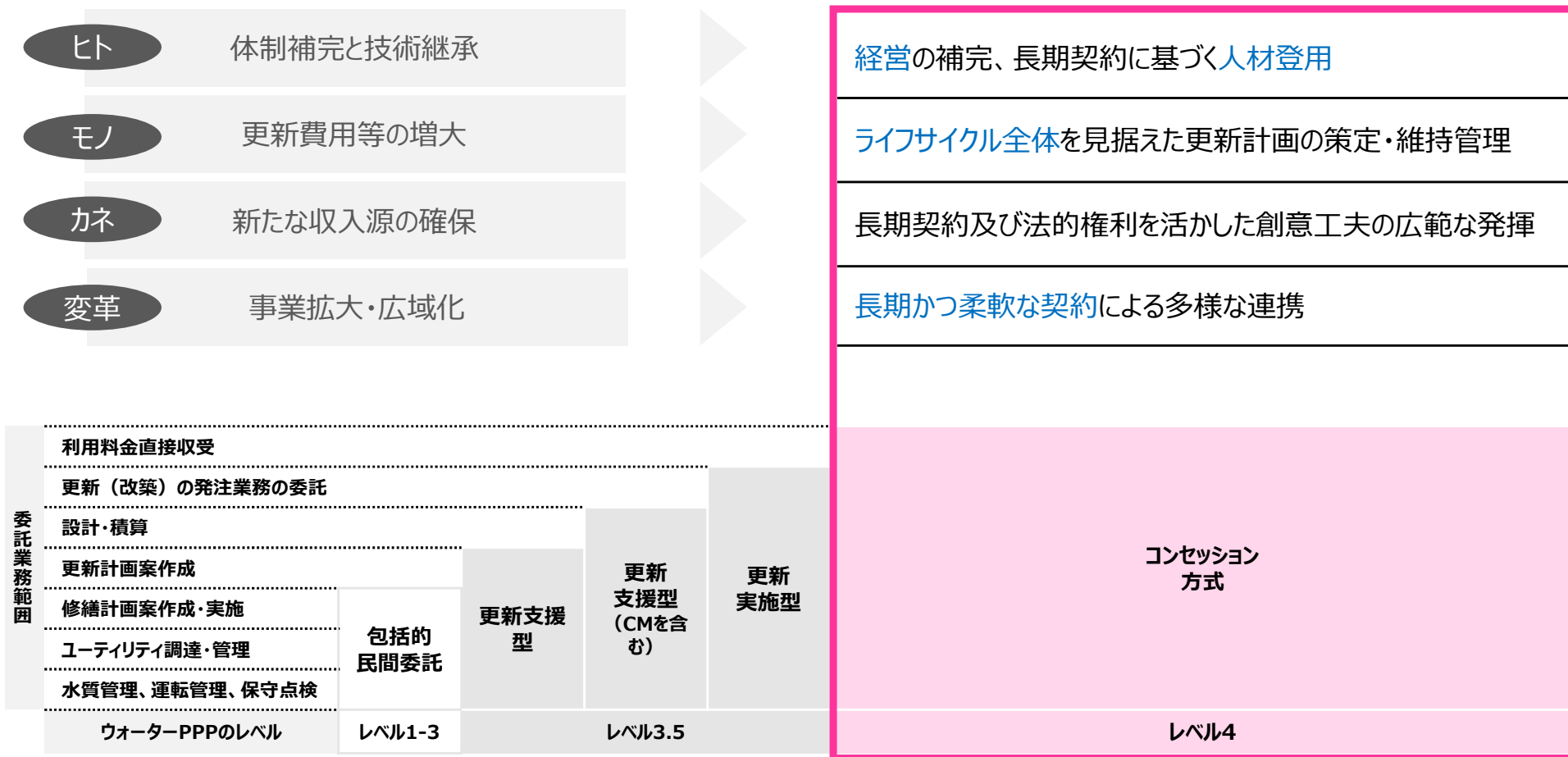


※1 上水道・下水道・工業用水道の水道3分野において、公共施設等運営事業及び当該事業に段階的に移行するための官民連携方式を導入するもの

1 事業の背景・目的

事業手法の比較検討

- 事業課題の解決及び環境変革を目指し、最適事業手法として、民間の活力を最大限に活用するウォーターPPPのレベル4(以下、「**コンセッション方式**」※1)の導入検討を進めています。



※1 PFI法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業をいう。

2 基本運営方針

事業の基本運営方針

- 県が公共施設等運営権※¹（以下、「**運営権**」）の設定を受けた運営権者（以下、「**運営権者**※²」）に遵守を求める基本運営方針を以下に示します。

①流域全体での計画的な施設更新と耐震・耐水化・雨天時対策の推進

- ◆ 下水道施設全体における維持管理・更新を一体的に捉えた中長期的運営
- ◆ 性能発注・ストックマネジメント計画等に基づく適時適切な改築更新



②持続可能な経営基盤の強化

- ◆ 3流域一体のスケールメリットを活かした汚水処理の効率化等による技術・経営力の向上
- ◆ 経費節減及び施設更新の平準化、並びに新たな収入確保等による財務基盤の強化



③広域化・共同化による効率化と連携強化

- ◆ 新設の特定公共下水道との連携や、流域関連公共下水道等との広域的な共同運営
- ◆ 地域住民等との協働による地域経済・社会の発展への貢献



④デジタル技術の活用及び脱炭素の取組の推進

- ◆ デジタル等の最先端技術の導入による業務効率化・高度化
- ◆ 「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」宣言の方針の下、取組を推進



基本運営方針

※¹ PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。

※² PFI法第9条第4項に規定する公共施設等運営権者をいう。

3 流域関係市町村との連携

連携可能性のある流域関係市町村一覧

- ・ 運営権者が、流域下水道に接続される市町村(以下、「**流域関係市町村**」)の流域関連公共下水道等の一部又は全部の業務を一体的に実施することにより、流域全体の広域的かつ効率的な下水処理を推進します。
- ・ なお、現時点においては、連携の対象とする流域関係市町村の事業やその業務範囲・契約時期・契約方式等の**詳細は継続検討中**であることから、複数の流域関係市町村との**段階的な広域化**となる可能性があります。

流域名	流域関係市町村名
熊本北部	熊本市
	合志市
	菊陽町

流域名	流域関係市町村名
球磨川上流	錦町
	多良木町
	湯前町
	水上村
	あさぎり町

流域名	流域関係市町村名
八代北部	八代市
	氷川町

ウォーターPPP導入に係る
検討・発注の負担軽減

施設の管理・運営に係る
技術・人材の補完

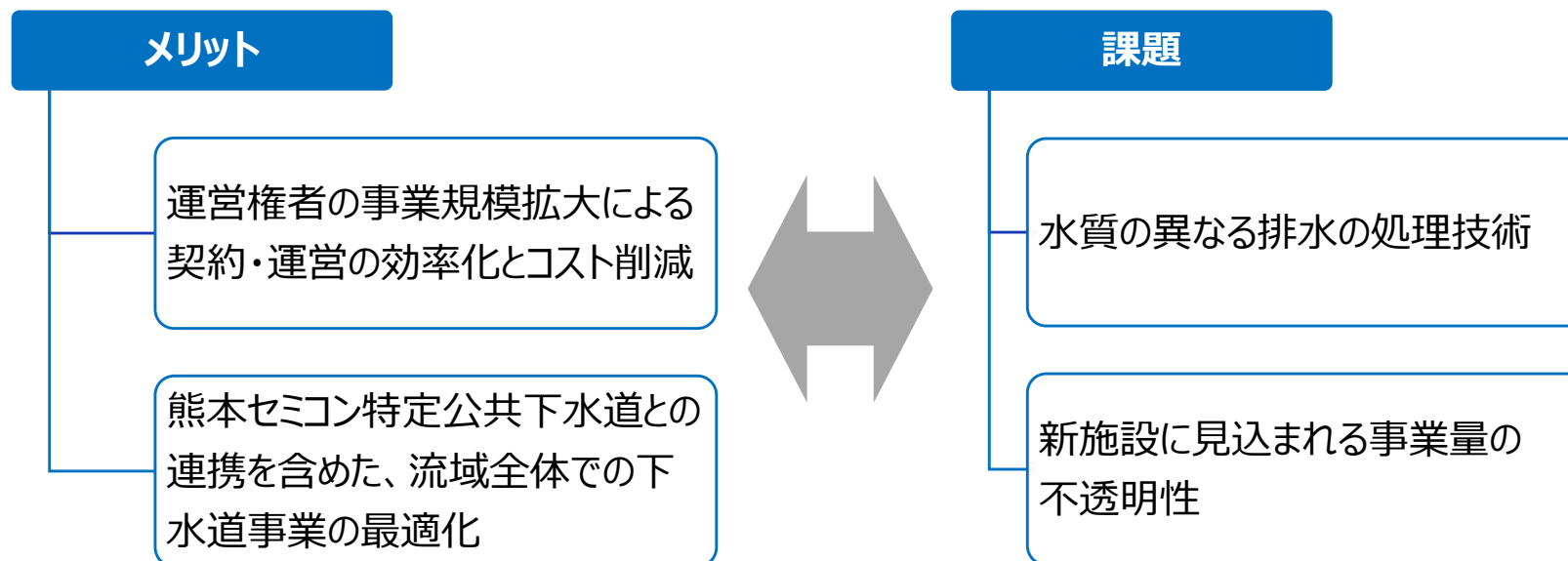
流域全体での計画の最適化等によるコスト削減

流域関係市町村との連携により期待されるメリット

4 特定公共下水道との連携

熊本セミコン特定公共下水道との一体的運営

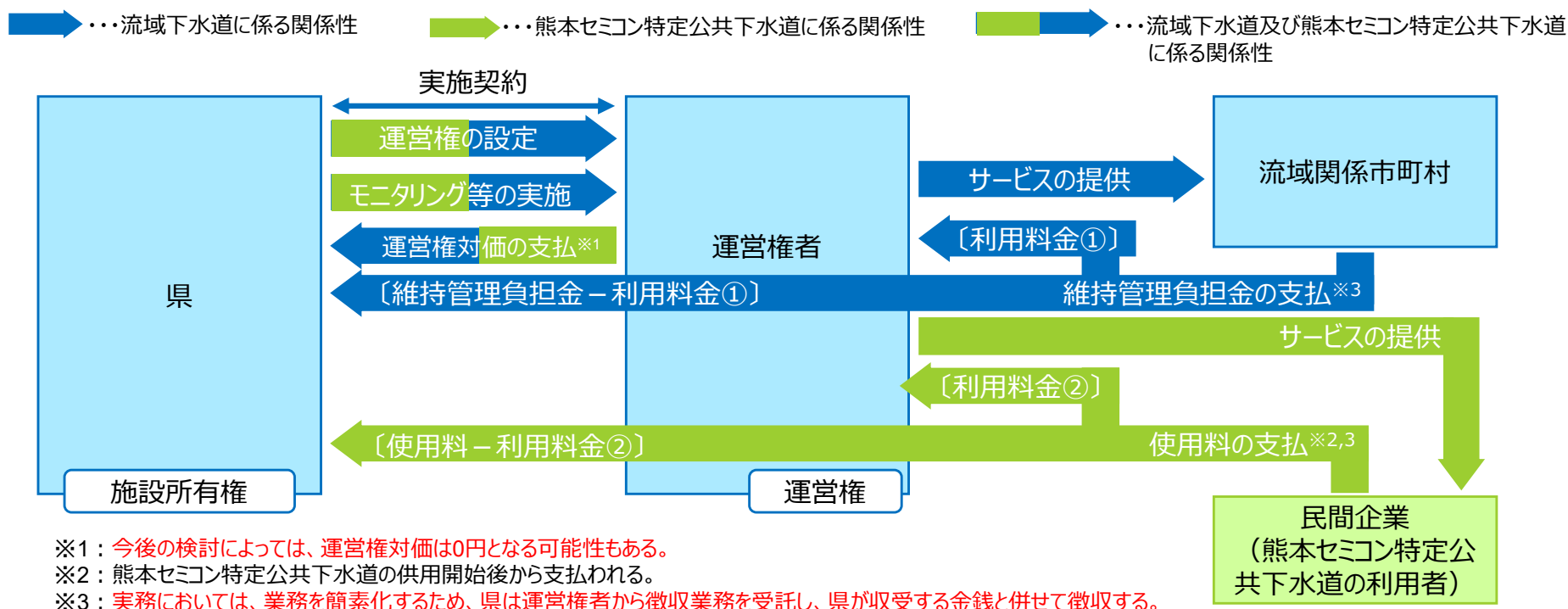
- ・ 県は、菊陽町と合志市に跨るセミコンテクノパークに建設中の半導体工場の排水を処理する処理場(「**熊本セミコン浄化センター**」)と、それに伴う下水道(「**熊本セミコン特定公共下水道**」)の整備を予定しており、その下水施設の運営段階においては、コンセッション方式にて、本事業の対象施設と一体的に運営することを検討しています。
- ・ 3流域の対象施設及び熊本セミコン浄化センターは、いずれも県が管理する下水道施設であり、運営権者が両施設を包括的に管理・運営することで、維持管理費の削減、電力費の抑制、資源の有効活用など、スケールメリットを活かした運営効率の相乗効果が見込まれます。



5 事業方式

ウォーターPPPレベル4（コンセッション方式）の導入

- ・ 県が運営権者に対して**運営権**を設定し、運営権者がサービスの提供を行います。
- ・ 運営権者は運営権を取得するための対価(以下、「**運営権対価**」)を県に支払います。※1
- ・ 従来、流域関係市町村から県に支払われていた維持管理負担金、及び熊本セミコン特定公共下水道の利用者から県に支払われる使用料※2については、県及び運営権者それぞれに支払われることとなります。
- ・ 運営権者が収受する維持管理負担金、及び熊本セミコン特定公共下水道に係る使用料は、PFI法上における公共施設等の利用に係る料金にあたり、「**利用料金**」といいます。



6 対象事業

対象事業一覧

- ・ 県が管理・運営する3つの流域下水道事業(熊本北部、球磨川上流、八代北部)及び熊本セミコン特定公共下水道事業を、コンセッション方式導入の対象とします。

スケールメリットによるコスト削減と運営効率の向上

- ・ 薬品や資材の一括購入・管理によるコスト削減
- ・ ICTを活用した集中監視・遠隔管理による省人化

計画的な施設更新と耐震・耐水化・雨天時対策の推進

- ・ 老朽化が進む3流域の施設を一体的に捉えたストックマネジメント計画の策定
- ・ 更新投資の平準化や耐震・耐水化、雨天時対策の長期的かつ計画的な推進

広域化・共同化による持続可能な事業運営

- ・ 人口減少が進む中、単独流域での事業運営の限界
- ・ 複数事業との広域連携による、効率的な污水处理体制の構築と持続可能な事業運営

3流域下水道及び特定公共下水道を対象とする



7 対象施設

運営権設定対象施設一覧

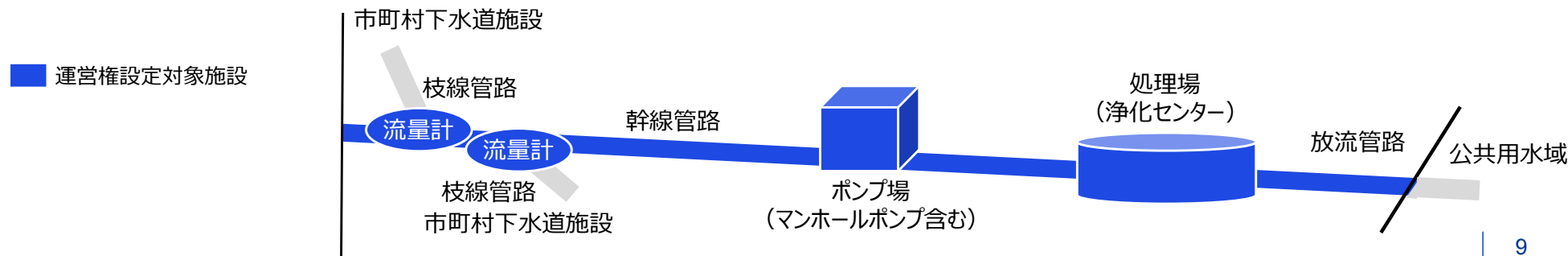
- 対象事業の施設一式(処理場、ポンプ場、管路等)※1を、運営権に基づき運営権者が運営する施設(以下、「**運営権設定対象施設**」)とします。

下水道事業	処理場	ポンプ場	管路	その他
熊本北部流域	熊本北部浄化センター※2	清水ポンプ場 弓削ポンプ場	幹線管路接続点流量測定システム 幹線管路、放流管路	小水力発電設備
球磨川上流流域	球磨川上流浄化センター	錦ポンプ場 免田ポンプ場 多良木ポンプ場 マンホールポンプ13か所	幹線管路流量測定システム 幹線管路	放流止水ゲート
八代北部流域	八代北部浄化センター	砂川ポンプ場 千丁ポンプ場 宮原ポンプ場 マンホールポンプ1か所	幹線管路流量測定システム(マンホールポンプ併設分を含む) 幹線管路	砂川右岸、氷川右岸及び氷川左岸幹線止水ゲート並びに放流止水ゲート
熊本セミコン特定公共	熊本セミコン浄化センター(仮称)※3	— ※3	— ※3	— ※3

※1 流域関連公共下水道の施設は含まない。ただし、流域関係市町村との今後の協議次第では、対象施設に含める可能性がある。

※2 浄化センターの敷地内において、熊本市が使用許可を受けているグラウンド(約6,500㎡)、及び消化ガス発電施設(民設民営)は対象外とする。

※3 本事業開始時点では未竣工であり、**供用開始時期は現時点では未定**。



8 対象業務

対象業務一覧

- ・ 運営権者は、対象施設に係る全ての維持管理・改築、及び事業全体の経営を義務事業として担うほか、提案に基づく附帯事業・任意事業を実施することが可能です。

区分	業務	業務	内容		
義務事業	①経営に関する業務	①	経営	経営計画の作成、実施体制の確保、財務・台帳管理、セルフモニタリング、情報公開及び説明、負担金の収受、危機管理及び技術管理、環境対策及び地域貢献、各種計画支援（ストックマネジメント計画の更新及び見直し、下水道事業計画変更案の作成※3等）、その他必要な事項	
	②運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務 ・維持管理には運転管理・保守点検・修繕を含む ・全面除却を伴う改築は県の業務			維持管理	監視、運転操作、制御及び日常点検
	③事業用地及び運営権設定対象施設の保安等に係る業務 ・本事業用地及び運営権設定対象施設の警備 ・本事業用地及び運営権設定対象施設の環境保全				水質・水量等の監視及び制御
	④関連業務 ・研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を活用した試験研究等への協力				水質管理・分析
※1 附帯事業	既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業	②	維持管理	エネルギー管理及びユーティリティ調達※4	
任意※2 事業	本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業			汚泥の運搬・処分	
				資材調達	
植栽管理・施設清掃					
流域関係市町村との調整・対応への協力					
河川・海岸管理者との調整への協力					
保守点検	機械・電気設備等の保守点検 管路・管路附帯設備の調査・保守点検 土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検			機械・電気設備等の維持管理に関する修繕	
				管路・管路附帯設備の維持管理に関する修繕	
				土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の維持管理に関する修繕	
修繕	土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の維持管理に関する修繕			改築※5 (全面除却を伴わない)	機械・電気設備等の更新工事・工事監督・長寿命化対策
		管路・管路附帯設備の更新工事・工事監督・長寿命化対策			
		建築附帯設備の更新工事・工事監督・長寿命化対策			
				交付金の申請・会計検査への協力	

※1：応募者からの提案に基づき、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業。

※2：応募者からの提案に基づき運営権者が自らの費用負担で行う独立採算の事業。

※3：県が事実行為として当該資料の作成等をゆだねるものであり、下水道法第25条の23に規定される流域下水道管理者に求める事業計画等を定める法律行為を運営権者にゆだねるものではない。

※4：既設の小水力発電設備（熊本北部浄化センター）を対象に含む

※5：改築には設計・工事を含むものとする。

8 対象業務

官民の役割分担

- ・ 各対象施設に係る業務における県及び運営権者の役割分担は以下の通りです。
- ・ 事業期間中における土木構造物・建築物における改築は想定していません。

分類			処理場・ポンプ場※ ¹ の設備	管路※ ²	構造物	
					土木構造物※ ³ ・建築物※ ⁴	建築附帯設備※ ⁵
運営権設定対象			運営権設定対象	運営権設定対象	運営権設定対象	運営権設定対象
施設運営	維持管理	運転管理	運営権者	運営権者※ ⁶	—	運営権者
		保守点検	運営権者	運営権者	運営権者	運営権者
		修繕	運営権者	運営権者	運営権者	運営権者
	改築 (全面除却を伴わない)		運営権者	運営権者	県	運営権者
	改築（全面除却を伴う）		県	県	県	県
資産保有			県	県	県	県

※1：マンホールポンプを含む。

※2：管渠のほか、計装制御装置を含む。

※3：処理場の土木構造物。

※4：処理場の建築物。

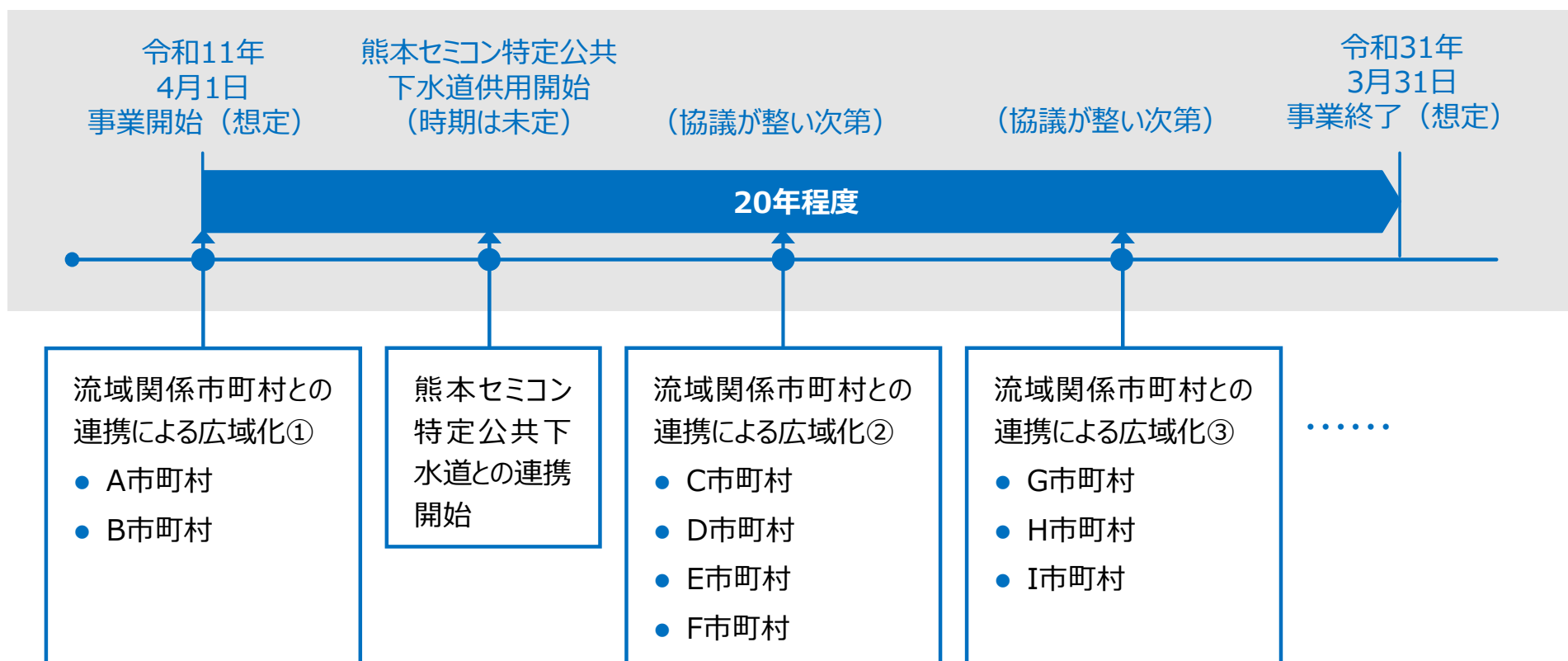
※5：建築基準法で建築設備と定義されているもの。

※6：計装制御装置の監視・制御を民間事業者の分担と想定する。

9 事業期間

本事業において想定する事業期間

- ・ 本事業の事業期間として、令和11年度からの20年程度を想定しています。
- ・ 事業期間の延長有無については今後検討する予定です。



※上図はイメージであり、広域化及び特定公共下水道との連携時期は未定。

10 事業の費用負担

運営権者が負担する費用

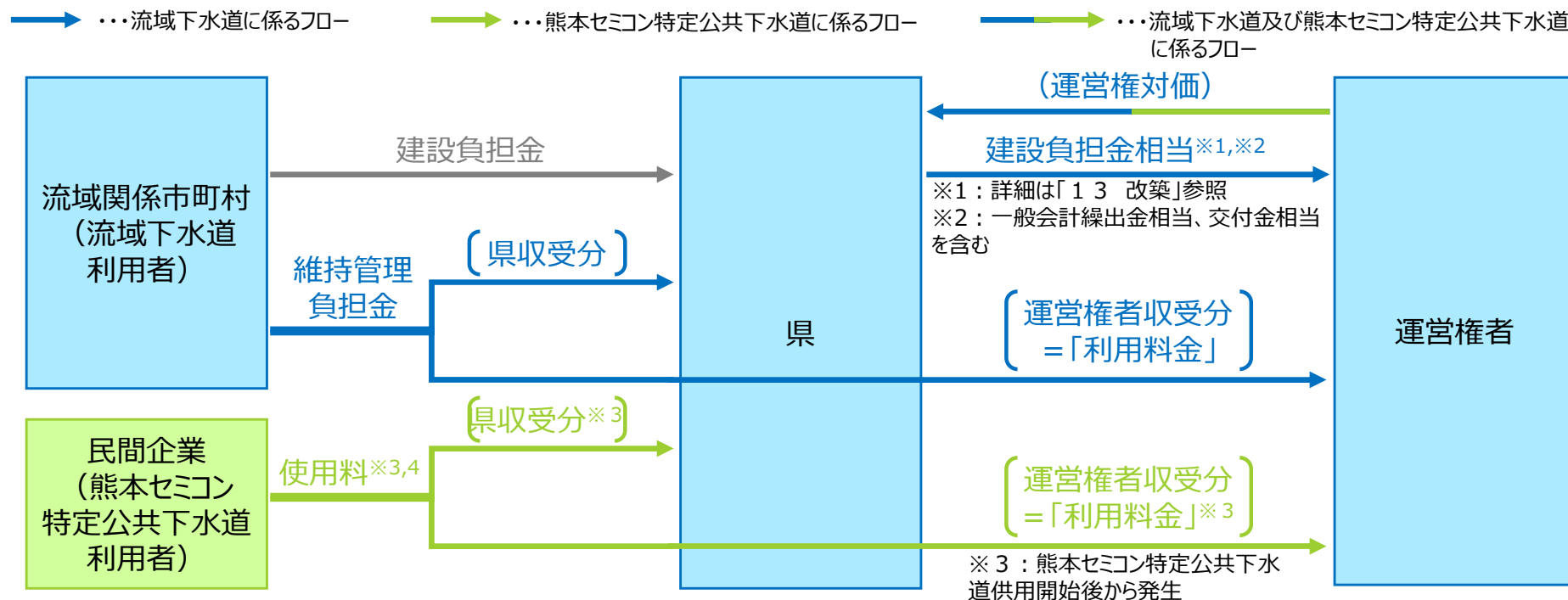
- ・ 運営権者は、本事業の実施に要する費用のうち、下表に示す費用を負担することを原則とします。
（リスクが顕在化した場合の対応については「16 リスク分担」参照）

	運営権者	県
経営に係る費用負担	全額	なし
維持管理に係る費用負担	全額	なし
改築に係る費用負担※ ※詳細は「13 改築」参照	実費精算 （県の負担及び国庫補助（交付金）の充当によって精算する想定）	国庫補助（交付金）との差額を負担する想定
任意事業に係る費用負担	全額 （独立採算を基本とする）	なし

1 1 利用料金

利用料金の定義と収受フロー

- ・ 流域関係市町村が支払う維持管理負担金については、業務分担に応じた額を県及び運営権者がそれぞれ収受します。また、熊本セミコン特定公共下水道の供用開始後には、その使用料についても事業範囲に応じた額がそれぞれに支払われます。
- ・ これら維持管理負担金及び使用料につき、県は業務分担に応じた額を収受し、運営権者は、業務分担に応じた額をPFI法第2条第6項に規定する利用料金として収受します。
- ・ なお、実務上は、県が運営権者を代行して維持管理負担金及び使用料を一括して徴収し、運営権者が収受する利用料金を運営権者に分配します。



※4 上図は金銭の収受フロー及び権利関係を示しているものであり、本文に記載のとおり、実務上は、利用料金の徴収は県が運営権者を代行して行います。

1 1 利用料金

利用料金の定義

- ・ 利用料金は、下表に示す項目によって構成されます。

構成項目	説明
人件費	給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費
薬品費	薬品に係る費用
動力費	事業用資産の稼働に係る動力源（電力等）に係る費用
修繕費	事業用資産の修繕に係る費用
保守点検費	事業用資産の保守点検に係る費用
廃棄物処理費	廃棄物の処理に係る費用
資産減耗費	事業用資産の除却費及び棚卸減耗費
その他営業費用	通信運搬費等、上記に区分されない営業費用
公租公課	運営権者に係る税金等
事業報酬	支払利息、配当等

1 2 利用料金その他収受額の改定

定期改定・臨時改定

- ・ 事業期間中に運営権者が収受する利用料金及びその他収入(以下、総称して「**利用料金その他収受額**」)を改定する仕組みがない場合、自らの経営努力によりコントロールできない事象(需要や物価の変動等)が発生した場合であっても、そのリスクを運営権者が全面的に負うこととなり、事業の安定的な運営に大きな影響を及ぼします。
- ・ そのため、利用料金その他収受額を事業期間内に定期的に、又は必要に応じて臨時的に改定を行う仕組みを設けることで、運営権者のリスクを低減する仕組みを検討しています。

検討項目	定期改定時の取扱い	臨時改定時の取扱い
改定時に反映する項目	需要変動や物価変動等	
改定を行う時期	検討中	
利用料金その他収受額への反映方法	検討中	

1 3 改築

改築費用の精算方法

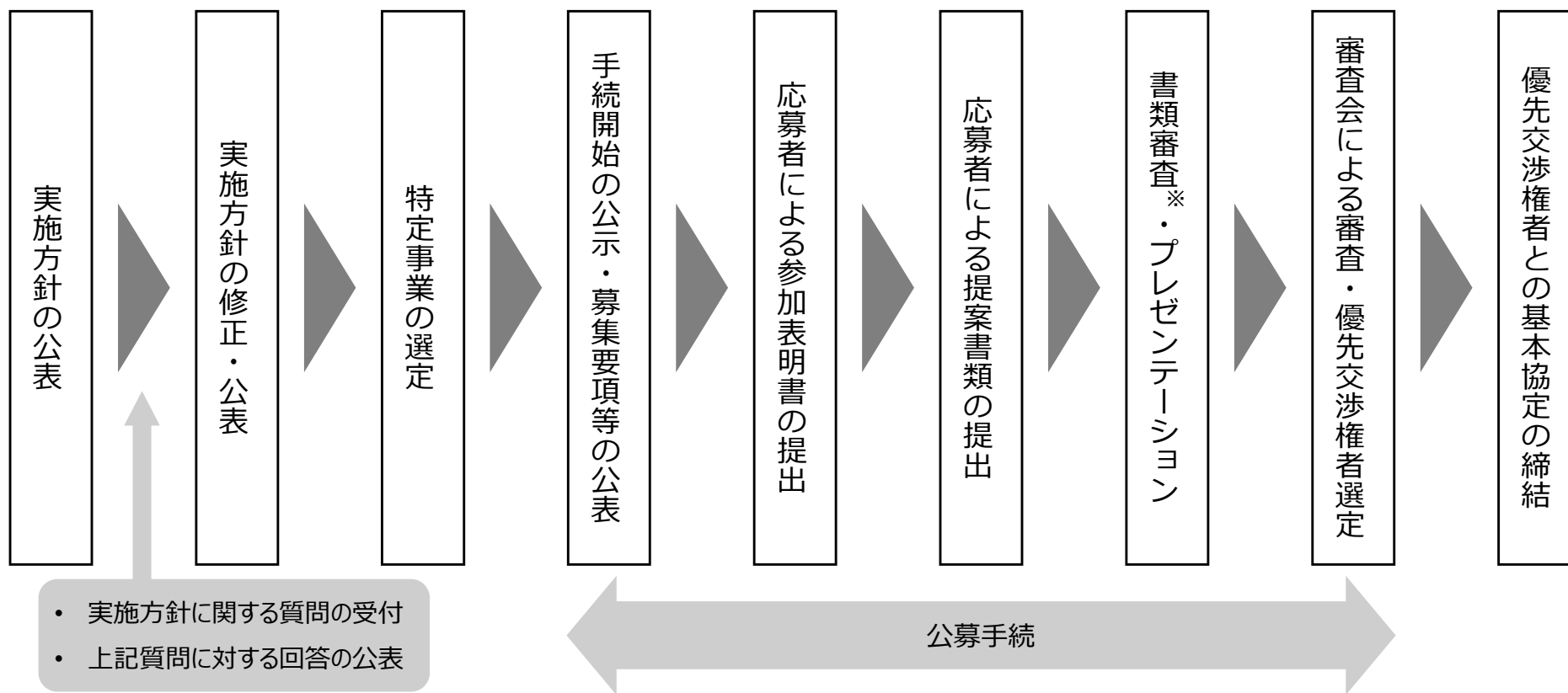
- 改築は、国補助金の対象となるものを基本とし、支払は改築発注単位で実費精算を行うこととします。なお、改築業務は、一定期間(事業期間を3～5年程度ごとに区分することを想定)ごとに策定する改築計画書、基本協定及び年度ごとに策定する年度実施協定に基づき実施します。

改築費関連項目	改築等の取扱い
本業務における改築の対象業務	国補助金の対象となるものを基本とする
費用負担	実費精算とする
支払単位	改築発注単位で支払う

1 4 事業者選定方式に関する考え方

民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

- ・ 県は、本事業を特定事業として選定した場合、本事業等への参加を希望する民間事業者を募集要項等の発表を通じて公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を選定します。
- ・ 優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により行います。

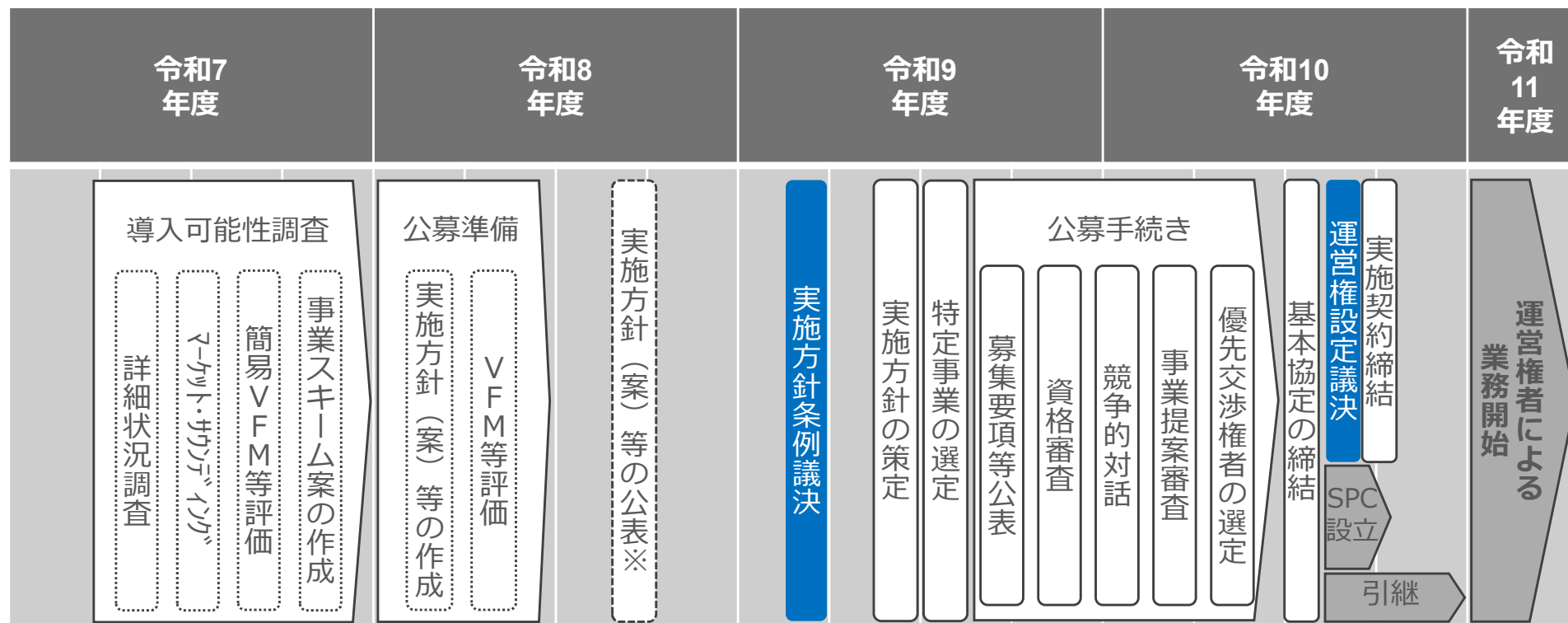


※参加資格要件の充足状況についても確認を行う。

1 5 事業者選定スケジュール

事業者選定スケジュール

- ・ 令和9年度から令和10年度にかけて事業者選定を行い、令和11年度頃からの事業開始を計画しています。
- ・ なお、上記は計画であり、今後の関係者との調整如何によっては、**事業開始年度を含むスケジュール全体を変更する可能性があります。**
- ・ また、令和8年度におけるマーケットサウンディング、及び実施方針(案)の公表については検討中であり、**実施を確定するものではありません。**



※1 必要に応じて実施する(未確定)。

16 リスク分担

リスク分担表（共通①）

- ・ 県及び運営権者間のリスク分担は、以下のとおり想定します。なお、詳細は実施契約書等により定めることとします。

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			県	運営権者
制度関連	法令等変更	流域下水道事業又は特定公共下水道における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす国の法令、政策等の変更等実施契約に定める一定の事由が生じた場合	○	
		上記以外の、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	税制変更リスク	流域下水道事業又は特定公共下水道における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす市の条例、政策等の変更等実施契約に定める一定の事由が生じた場合	協議	
		流域下水道事業又は特定公共下水道における公共施設等運営事業にのみ適用される税制等の変更	○	
	許認可リスク	上記以外の、広く一般的に適用される税制等の変更		○
		県が取得すべき許認可の取得・維持	○	
		運営権者が取得すべき許認可の取得・維持		○

16 リスク分担

リスク分担表（共通②）

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			県	運営権者
社会	第三者損害リスク	要求水準に従って運営を行っても避けることのできない第三者損害	○	
		施設の存在そのものが近隣住民などに損害を及ぼす施設由来の第三者損害で、住民の反対運動や訴訟等による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損	○	
		運営権者が行う改築更新や維持管理に起因して発生した住民の反対運動や訴訟等による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損等に伴う損害		○
		運営権者の事業遂行上の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為		○
経済	金利変動リスク	資金調達に伴う利息が金利上昇により増加するリスク		○
	物価変動リスク	通常想定される物価の変動による運営権者の費用の増減		○
		上記以外の著しい物価の変動による運営権者の費用の増減	○	○
	動力費変動リスク	著しい動力費の変動に伴う運営権者の費用の増減	○	○
	需要変動リスク	需要の変動に伴う運営権者の収入の増減		○
		著しい需要の変動に伴う運営権者の収入の増減	○	○

16 リスク分担

リスク分担表（共通③）

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			県	運営権者
経済	資金調達リスク	運営権者が調達すべき資金を、運営権者の責により事業資金調達に失敗した場合		○
		県が調達すべき資金を、県の責により事業資金調達に失敗した場合	○	
その他	不可抗力リスク (契約解除の場合を除く)	不可抗力（天災（暴風、洪水、高潮、地震その他の異常天然現象）、人為的事象（戦争、テロ、暴動等）、その他（放射能汚染、放火、疫病、第三者の悪意及び過失など）等、通常の見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象）による損害、事業変更、中断・遅延、費用の約定金額超過のうち、実施契約に定める一定の要件を満たした事象	○	
		損害：調査段階の施設の損傷、維持管理・運営段階における施設の損傷、改築更新段階における工事目的物等の損傷（※）		
		上記以外の場合		○
	計画・設計・仕様変更リスク	事業内容、用途の変更等県の事由により計画が変更される場合	○	
		運営権者が立案した改築計画（時期・内容等）に起因して問題が生じた場合		○
	業務遂行の中断・不能リスク（不可抗力除く）	実施契約にない県の要因に基づく業務遂行中断・不能	○	
		上記以外の理由（運営権者の責に帰すべきもの）による業務中断・不能		○

16 リスク分担

リスク分担表（維持管理）

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	運営権者
更新前の施設瑕疵リスク	運営権設定対象施設に物理的な瑕疵があった場合（本事業開始後、一定期間以内に限る）	○	
	運営権設定対象施設に物理的な瑕疵があった場合（本事業終了後、一定期間以内に限る）		○
	募集要項等、県が事業者が開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合		○※
	事業期間中の維持管理及び改築に関連して整備された情報等に瑕疵が発見された場合（本事業終了後、一定期間以内に限る）		○
管路破損等に起因する道路陥没リスク	検討中		
汚泥処理リスク	汚泥の受入先又は受入条件の変更による汚泥処理費用の増減	協議	
未払料金リスク	利用料金の滞納による減収		○
水量変動リスク	要求水準で設定した範囲内の流入水量変動により、運営権者の負担する費用が増減する場合		○
	要求水準で設定した範囲を超える著しい流入水量変動により、運営権者の負担する費用が増減する場合	協議	
水質変動リスク	要求水準で設定した範囲内の流入水質変動により、運営権者の負担する費用が増減する場合		○
	要求水準で設定した範囲を長期間にわたり継続的に超える著しい流入水質変動により、運営権者の負担する費用が増減する場合	協議	

※ 資料の情報等に瑕疵が発見された場合、県は責任を負わない。

16 リスク分担

リスク分担表（改築）

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	運営権者
測量・調査リスク	県の指示や変更による遅延、費用の増加	○	
	県が実施した測量・地質調査・文化財調査等に不備があった場合	○	
	上記以外		○
設計リスク	事業内容、用途の変更等県の事由による遅延、費用の増加	○	
	上記以外		○
施工リスク	県の指示や変更による遅延、工事費の増加	○	
	国庫補助金等の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合※	○	(○)
	上記以外		○

※ 県は運営権者と協議の上、国庫補助金等の交付額に合わせた業務内容とする。

16 リスク分担

リスク分担表（その他）

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	運営権者
附帯事業リスク	附帯事業の不振・経営計画不履行		○
任意事業リスク	任意事業の不振・経営計画不履行		○
契約の未締結・遅延リスク	県の責により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
	運営権者の責により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
契約解除リスク	県事由によるもの	○	
	運営権者事由によるもの		○
	所有権の消滅	○	
	不可抗力※	○	○
	法令変更等変更※	○	○

※ 県及び運営権者のいずれも、生じた損害については自ら負担する。

別紙1 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性

PFI法及び運営権ガイドラインにおける用語			本事業における用語		本事業における用語の内容	運営権	特定事業
運営等	運営		経営		経営計画書の作成、実施体制の確保、セルフモニタリング、ストックマネジメント計画の更新及び見直し、下水道計画変更等、事業全体を管理・遂行すること	運営権範囲内	特定事業範囲内
			維持管理	運転管理	対象施設に係る要求水準を充足するように、対象施設安定的な水処理等を行うほか、日常点検、水質検査等を行うこと		
				保守点検	施設の機能を保持するために、消耗品や部品の交換、定期点検等を行うこと		
	維持管理	修繕	修繕	老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象とし、対象施設の所定の耐用年数内において機能を維持するために行う工事その他の行為のこと（更新は伴わない）			
		資本的支出	改築※1	更新	対象施設の機能を確保するため、既存の設備を新たに置き替えること（又は、義務事業の実施に必要な設備を導入すること）		
				長寿命化対策	所定の耐用年数を新たに確保するため、設備の一部を活かしながら部分的に新しくすること		
				附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること		
				併置（自主改善）			
	建設・改修		設置		任意事業の実施に必要な設備を導入すること		

※1：改築には設計・工事を含むものとする。

別紙2 提供資料リスト案

・ 今後、公募開始時までには民間事業者提供に提供する予定の資料は以下を検討しております。※

大分類	中分類
1	事業概要
	1.1 事業年報(維持管理年報)
	1.2 事業計画
	1.3 全体計画
	1.4 スtockマネジメント計画
	1.5 耐水化計画
	1.6 耐震化計画
	1.7 雨天時侵入水計画
	1.8 流域別下水道整備総合計画
	1.9 くまもと汚水処理広域化・共同化計画
	1.10 くまもと生活排水処理構想
	1.11 経営戦略
	1.12 経営計画
	1.13 熊本県流域下水道維持管理要項
	1.14 各種契約書類
	1.15 加入保険一覧
	1.16 業務委託（指定管理者等）実績
2	財政状況
	2.1 決算表
	2.1 損益計算書
	2.2 固定資産明細書
	2.3 企業債明細書
	2.4 下水道事業業務状況
	2.5 ユーティリティー調達量及び費用

※ 開示を必ずしも確約するものではありません。

大分類	中分類
3	施設運営状況
	3.1 施設台帳
	3.2 施設・設備の現況
	3.3 工事台帳
	3.4 施設・設備健全度
	3.5 維持管理報告書
	3.6 汚泥処理に関するデータ
	3.7 修繕履歴
	3.8 故障履歴
	3.9 運転管理記録
	3.10 運転管理設定
	3.11 点検票
	3.12 勤務シフト表
	3.13 各種マニュアル
	3.14 業務委託実績
4	その他
	4.1 建物総合損害共済
	4.2 下水道賠償責任保険
	4.3 資産リスト
	4.4 物品譲渡対象資産
	4.5 改築事業費の見通し
	4.6 完成図書・図面
	4.7 発注実績・発注予定
	4.8 流入汚水量実績・予想
	4.9 水質測定結果
	4.10 アスベスト、P C B 調査報告書
	4.11 住民意見
	4.12 施設見学
	4.13 B C P
	4.14 人員に関する資料
	4.15 任意事業がある場合の対象地